大分労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、大分県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金（平成20年大分労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年11月20日

大分労働局長　秋山　雅紀

第４号中「１時間997円」を「１時間1,055円」に改める。

附　則

この決定は、令和７年12月25日から効力を生ずる。